

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医の登録

土地改良区の役員の就任(二件)

土地改良区の役員の退任

土地改良区の役員の新就任

土地改良区の清算人の就任

土地改良事業の認可(二件)

一般国道の区域の変更

一般国道の供用の開始

◇ 告 狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

◇ 正 誤 昭和五十九年六月八日付鳥取県公報第五千五百六十六号  
中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一	昭和五十九年六月十三日

### 鳥取県告示第五百一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
原 陽 一	鳥医第三、〇六七号	昭和五十九年六月十一日
浜崎 尚文	鳥医第三、〇六八号	〃

鳥取県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊、藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三五三

〃 谷 本 伊勢雄 〃 大字竹内五七八

〃 森 田 康 久 〃 大字赤碕九九二

〃 大 黒 恭 平 〃 五五四一

〃 松 本 時 正 〃 七四一

〃 小 倉 萬 造 〃 四〇四

〃 門 脇 芳 雄 一七二九

〃 入 江 博 志 〃 大字別所四三六

〃 西 村 達 雄 〃 大字出上三八六

〃 岸 本 弘 久 〃 二〇八

〃 西 村 光 夫 〃 三四六

〃 財 賀 幸 紀 〃 大字佐崎一四五

〃 村 上 幸 望 〃 大字竹内三二〇

〃 入 江 重 雄 〃 大字宮木七一三

〃 川 上 福 光 〃 大字高岡四七一

〃 那 須 勝 美 〃 大字山川二三一

〃 中 井 寿 栄 〃 大字八幡六八四

〃 手 島 勲 〃 大字光二三四二

監 事 大 島 忠 之 〃 大字赤碕一五一九

〃 高 力 嗣 男 〃 大字高岡四五一

〃 石 賀 伊 瑛 夫 〃 大字西宮四六八

昭和五十九年五月二日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 足 立 一 治 境港市麦垣町一〇六

昭和五十九年四月九日就任 任期昭和六十二年四月六日まで

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 梅 敏 倉吉市鴨河内四六九

昭和五十九年五月一日退任

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 井 沢 豊 西伯郡岸本町上細見三五二

“ 松 村 隆 吉 米子市尾高一八九

“ 中 曾 享 “ 福万三二九

昭和五十九年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 松 村 隆 吉 米子市尾高一八九

“ 井 澤 誠 之 西伯郡岸本町上細見二一四

“ 古 前 吉次郎 米子市石州府四二八一

昭和五十九年五月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上原土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

- 藤岡 英雄 鳥取市上原二五四―二
- 民井 義美 " 上段一四―二
- 河崎 善蔵 " 上原二二二
- 大賀 松吉 " 二六七

昭和五十九年三月七日就任 任期清算が終了するまで

鳥取県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野郡日南町生山五八三弓場友義ほか一人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業田ノ原地区区画整理）を昭和五十九年七月三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業山川地区区画整理）を昭和五十九年七月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和五十九年七月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一七八号	変更前	岩美郡岩美町大字陸上字河原田九九―三地从先から同町大字小羽尾字浜頭六五―一地从先まで	四・〇〇 二四・〇〇	二、〇九六 〇
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字河原田九九―三地从先から同町大字小羽尾字浜頭六五―一地从先まで	四・〇〇 二四・〇〇	二、〇九六 〇
		岩美郡岩美町大字陸上字河原田九六七―二地从先から同町大字小羽尾字浜頭三九七―三―一地从先まで	九・五〇 六三・〇〇	二、六四九 〇

鳥取県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十九年七月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一驗の縦覧に供する。

昭和五十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七八号	岩美郡岩美町大字陸上字河原田九六七 一―二地先から同町大字小羽尾字浜頭三 九七―三地先まで	昭和五十九年七月九日

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第82号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和59年7月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を所持している者で、これと同種の狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和59年8月21日（火）	9時から	八頭郡家町大字郡家100番地 八頭総合事務所別館大会議室	八頭郡に住所を有する者
昭和59年8月22日（水）	〃	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁議会議第15会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
昭和59年8月23日（木）	〃	米子市榑町一丁目160番地 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
昭和59年8月24日（金）	〃	倉吉市東城町2番地 倉吉総合事務所大会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
昭和59年8月28日（火）	〃	日野郡日野町榎雨140番地1 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

- (1) 視力
  - (2) 聴力
  - (3) 運動能力
- 5 受検申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期限

- 鳥取県鳥取地方農林振興局管内 昭和59年8月17日（金）まで
  - 鳥取県八頭地方農林振興局管内 昭和59年8月16日（木）まで
  - 鳥取県倉吉地方農林振興局管内 昭和59年8月20日（月）まで
  - 鳥取県米子地方農林振興局管内 昭和59年8月18日（土）まで
  - 鳥取県日野地方農林振興局管内 昭和59年8月23日（木）まで
- (3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法
- ア 狩猟免許更新手数料 1,500円
  - イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7304）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年7月6日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種類

- (1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
  - (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和59年8月2日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
	昭和59年7月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者
	昭和59年8月17日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	昭和59年8月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟別館 1階第12会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

1 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正 誤

昭和五十九年六月八日付鳥取県公報第五千五百六十六号中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 一 上 終わりから二 第四百五十二号 第四百五十二号の二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】